

監督指針案の概要

(平成 21 年 11 月 30 日 (月) 公表)

— 金融機関の監督上の評価項目 (主な着眼点) —

貸付条件の変更等の申込みに対する対応 (法第 3 条～第 5 条関係)

1. 債務者から貸付条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、真摯に対応しているか。また、債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して申込みを取り下げさせていないか。
2. 貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係並びに債務者の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を具体的かつ丁寧に説明しているか。
3. 中小企業者との協議に当たり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論しているか。また、経営再建計画を策定する意思のある中小企業者から要請がある場合には、その策定を支援しているか。
4. 経営再建計画を策定した場合には、その進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて中小企業者に対して助言を行っているか。
5. 他の金融機関から借入れを行っている中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、中小企業者の同意を前提に、金融機関間で相互に情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めているか。
6. 中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、他の金融機関が当該中小企業者に対して貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、できる限りこれに応じるよう努めているか。
7. 条件変更対応保証 (仮称) の利用に先立って、中小企業者の事業についての改善又は再生に向けた真摯な検討を行うなど、その制度の趣旨を踏まえた対応がなされているか。

8. 貸付条件の変更等を行った中小企業者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。
9. 住宅資金借入者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、債務者の財産及び収入の状況を勘案しつつきめ細かく相談に応じているか。

金融機関の体制整備（法第6条関係）

10. 法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針（基本方針）を策定しているか。
 - 貸付条件の変更等に関する取組み方針や態勢整備（経営陣による主導性とコミットメントを含む。）について具体的に記載しているか。
 - 法の施行日前における対応との違いがある場合には、その内容を明確かつ具体的に記載しているか。
11. 貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備しているか。
12. 貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口を本部に設置しているか。また、各営業店において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢を整備しているか。
13. 営業店の評価、その他業績評価等の基準が、基本方針と整合的なものとなっているか。基本方針に沿わない対応を懲慥するような評価基準となっていないか。
14. 本部及び営業店において、貸付条件の変更等を行った中小企業者の経営状況に関する期中管理（継続的なモニタリング、経営相談、経営指導等）を適切に行うための態勢を整備しているか。

（以 上）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（案）

I 基本的考え方

I-1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する基本的考え方

- (1) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第●号。以下「法」という。）は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている（法第 1 条）。
- (2) また、法の施行に伴い、行政庁は、金融機関に対する監督の実施に当たり、法の趣旨を十分に尊重するものとされているところである（法第 9 条）。
- (3) 金融監督当局としては、これまでも金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を重点分野の 1 つと捉え、金融機関の監督に当たってきたところであるが、法の実効性を高める観点から、本監督指針において、法に基づく監督事務に関し、その基本的考え方及び金融機関の監督上の評価項目を設けることとした。
- (4) 金融機関においては、本監督指針を踏まえ、その業務の公共性及び社会的責任を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮し、中小企

業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住
宅資金借入者の生活の安定に資することが期待されている。

I - 2 監督指針の位置付け

監督部局は、法の適用に当たっては本監督指針に基づき金融機関の監
督事務を実施するものとする。

なお、本監督指針の運用に当たっては、各金融機関の規模、特性その
他の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならない
よう配慮するものとする。

II 金融機関の監督上の評価項目

II - 1 貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応

II - 1 - 1 意義

- (1) 最近の我が国の経済金融情勢及び雇用環境の下において、中小企業
者及び住宅資金借入者は引き続き厳しい状況にある。このような状
況のもと、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇
用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を図る観点から、法第
3条から第5条までにおいて金融機関の努力義務が規定されている。
- (2) 法第3条においては、金融機関は、中小企業者に対する信用供与に
ついては、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、で
きる限り、柔軟にこれを行うよう努めるものとされている。また、
法第4条第1項及び法第5条第1項においては、金融機関は、当該
金融機関に対して債務を有する債務者であって、当該債務の弁済に
支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁
済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、中小企業者の事業
についての改善若しくは再生の可能性等又は住宅資金借入者の財産
及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、貸付けの条件の変更等
(貸付けの条件の変更、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得で

あって債務を消滅させるためにするものその他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。以下同じ。)に努めるものとされている。

- (3) また、金融機関の判断に第三者の目を導入し、できる限り、円滑に貸付けの条件の変更等を行うため、法第4条第4項及び第5条第2項において、金融機関は、他の金融機関、株式会社日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるもの、信用保証協会その他これに類する者として主務省令で定めるもの、独立行政法人住宅金融支援機構その他これらに類する者として主務省令で定めるものとの緊密な連携を図るよう努めるものとされている。
- (4) このように、法第3条から第5条までは金融機関による金融の円滑化、特に貸付けの条件の変更等に向けた努力義務を規定するものであり、各金融機関は、法の趣旨にかんがみ、債務者の貸付けの条件の変更等の申込みに対し、適切な対応を行うことが求められる。

Ⅱ－1－2 主な着眼点

法第3条から第5条までに規定される金融機関の努力義務の実施状況については、例えば以下のような着眼点に基づき、債務者の貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況等を検証することとする。

Ⅱ－1－2－1 債務者が中小企業者又は住宅資金借入者である場合

- (1) 債務者から貸付けの条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、当該相談に真摯に対応しているか。当該相談に係る貸付けの条件の変更等の申込みを妨げていないか。また、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して当該申込みを取り下げさせていないか。
- (2) 債務者から口頭で貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、当該申込みの内容を記録しているか。

- (3) 貸付けの条件の変更等に条件を付す場合には、その内容を可能な限り速やかに債務者に提示し、十分に説明しているか。
- (4) 貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係並びに債務者の知識及び経験等を踏まえ、債務者に謝絶に至った理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明しているか（注）。
（注）特に、長期的な取引関係を継続してきた債務者からの貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶する場合、信義則の観点から、債務者の理解と納得が得られるよう、可能な限り速やかに、かつ、十分に説明を行っているか。
- (5) 貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶した場合又は債務者が当該申込みを取り下げた場合には、当該謝絶又は取下げに至った理由を可能な限り具体的に記録し、保存しているか（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第●号。以下「内閣府令」という。）第 6 条第 1 項第 5 号イ及び同条第 2 項等参照）。
- (6) 貸付けの条件の変更等に関する苦情相談を受けた場合には、当該苦情相談の内容を可能な限り具体的に記録し、保存しているか（内閣府令第 6 条第 1 項第 5 号ロ及び同条第 2 項等参照）。

II - 1 - 2 - 2 債務者が中小企業者である場合

- (1) 貸付けの条件の変更等に係る債務者との協議に当たり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論しているか。また、経営再建計画を策定する意思のある債務者から要請がある場合には、経営再建計画の策定を支援しているか。
- (2) 貸付けの条件の変更等に際して、経営再建計画を策定した場合には、当該経営再建計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて、当該債務者に対して助言を行っているか。

- (3) 他の金融機関（法第4条第4項第1号に規定する日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるもの（以下「公庫等」という。）を含む。）から借入れを行っている債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、当該金融機関（同項第2号に掲げる者（以下「信用保証協会等」という。）が関係している場合には、信用保証協会等を含む。）間で相互に貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を積極的に行うなど、緊密な連携を図るよう最大限努めているか（注）。
- (4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関（公庫等及び信用保証協会等を含む。）から当該申込みを行った債務者の貸付けの条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、これに応じるよう努めているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付けの条件の変更等に係る情報の照会に積極的に対応するよう努めているか（注）。
- (5) 債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合であって、他の金融機関（公庫等を含む。）が当該債務者に対して貸付けの条件の変更等に応じたことが確認できたときは、当該債務者の事業についての改善又は再生の可能性、他の金融機関（公庫等を含む。）が貸付けの条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更等を行うよう努めているか（注）。

(注) (3) から (5) までについては、独占禁止法違反行為とならないよう留意すること。主な留意点は以下のとおり。

- 金融機関（公庫等及び信用保証協会等を含む。）間で情報の確認を行うに際しては、個別の申込み案件毎に行うこと
- 金融機関（公庫等及び信用保証協会等を含む。）間で情報の確認を行うに際しては、個別の申込み案件に係る事項に限り取り扱うこと
- 貸付けの条件の変更等を実行するか否かの最終的な判断は、各

金融機関の責任において行うこと

- (6) 信用保証協会の保証なしでは貸付けの条件の変更等が困難と判断する場合において、債務者が条件変更対応保証（内閣府令別紙様式第1号記載上の注意7等に規定する条件変更対応保証をいう。以下同じ。）の利用を希望するときは、債務者の事業についての改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に対して交付しているか。また、条件変更対応保証の利用に先立って、債務者の事業についての改善又は再生に向けた真摯な検討を行うなど、その制度の趣旨を踏まえた対応がなされているか。
- (7) 貸付けの条件の変更等を行った債務者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付けの条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶していないか。

II-1-2-3 債務者が住宅資金借入者である場合

- (1) 債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、当該債務者の将来にわたる無理のない返済に向けて、当該債務者の財産及び収入の状況を十分に勘案しつつきめ細かく相談に応じているか。
- (2) 債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合であって、法第5条第2項に規定する独立行政法人住宅金融支援機構その他これらに類する者として主務省令で定めるもの（以下「住宅金融支援機構等」という。）が当該債務者に対して貸付けの条件の変更等に応じたことが確認できたときは、当該債務者の財産及び収入の状況、住宅金融支援機構等が貸付けの条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更等を行うよう努めているか（注）。
- （注）独占禁止法違反行為とならないよう留意すること。主な留意点は以下のとおり。
- 住宅金融支援機構等との間で情報の確認を行うに際しては、個別の申込み案件毎に行うこと

- 住宅金融支援機構等との間で情報の確認を行うに際しては、個別の申込み案件に係る事項に限り取り扱うこと
- 貸付けの条件の変更等を実行するか否かの最終的な判断は、各金融機関の責任において行うこと

Ⅱ－２ 金融機関の態勢の整備等

Ⅱ－２－１ 意義

金融機関が法第４条及び第５条の規定に基づく措置を円滑に行うために、法第６条においては、金融機関における当該措置の実施に関する方針の策定、当該措置の状況を適切に把握するための態勢の整備等が求められており、金融機関においてはこれらを適切に行うことが重要である。当該方針の策定、態勢の整備等は、形式的なものにとどまるものではなく、法の趣旨を踏まえた高い実効性を有するものであることが必要である。

Ⅱ－２－２ 主な着眼点

法第６条に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針（以下「基本方針」という。）の策定、当該措置の状況を適切に把握するための態勢の整備等については、例えば、以下のような着眼点に基づき検証することとする。

Ⅱ－２－２－１ 債務者が中小企業者又は住宅資金借入者である場合

- (１) 基本方針を策定しているか。当該基本方針には、貸付けの条件の変更等に関する取組み方針や態勢整備（経営陣による主導性とコミットメントを含む。）について、可能な限り具体的に記載しているか。また、法の施行日前における対応との違いがある場合には、その内容を明確かつ具体的に記載しているか。

さらに、当該基本方針を金融機関内に周知するとともに、その実施状況を定期的に検証し、必要に応じて当該基本方針を見直しているか

(内閣府令第6条第1項第1号等)。

- (2) 貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備しているか(内閣府令第6条第1項第2号等)。
- (3) 債務者の利便向上のため、本部に貸付けの条件の変更等に係る苦情相談窓口を独立して設置(注)するとともに、各営業店において貸付けの条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢を整備しているか(内閣府令第6条第1項第3号等)。
(注) 既存の苦情相談窓口に、貸付けの条件の変更等に関する苦情相談を受け付ける窓口を設置することでも差し支えない。
- (4) 営業店の評価、その他業績評価等の基準が、基本方針と整合的なものとなっているか。当該基本方針に沿わない対応を懲憑するような評価基準となっていないか。

II-2-2-2 債務者が中小企業者である場合

- (1) 本部及び営業店において、貸付けの条件の変更等を行った債務者の経営状況に関する期中管理(経営改善努力を行っている債務者に対して継続的なモニタリング、経営相談、経営指導等を行うことをいう。以下同じ。)を適切に行うための態勢を整備しているか(注)(内閣府令第6条第1項第4号等)。
(注) 期中管理に当たっては、いたずらに資料を督促するなどして債務者に過度の負担をかけることのないよう配慮すること。

II-3 リスク管理債権額の開示に関する留意事項

金融機関が債務者に対して貸付けの条件の変更等を行う場合であって、当該債務者が経営再建計画を策定しているとき(他の金融機関(公庫等を含む。)が行う貸付けの条件の変更等に伴って当該債務者が経営再建計

画を策定しているとき及び信用保証協会による条件変更対応保証の付与又は既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営再建計画を策定しているときを含む。)は、当該計画が主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-3(2)③ハ.(注1)及び(注2)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.(注1)及び(注2)、系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-10-4-3(2)③ウ(注1)及び(注2)又は漁協系統信用事業における総合的な監督指針Ⅲ-4-8-4-2(2)③ハ.(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付けの条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

Ⅱ-4 監督手法・対応

- (1) 金融機関におけるこの法の規定に基づく措置等の状況について、ヒアリング及び通常の監督事務等を通じて把握する。
- (2) この法の規定に基づく措置等の状況について、改善が必要と認められる金融機関に対しては、必要に応じて銀行法(昭和56年法律第59号)第24条その他の法令の規定に基づき報告を求めることを通じて、改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、銀行法第26条第1項その他の法令の規定に基づく業務改善命令又は業務停止命令の発動を検討するものとする。

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－２－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p>	<p>Ⅲ－３－２－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。<u>また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長１年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注５)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。 <p>(注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を全</p>	<p><u>更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>(注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。 <p>(注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、<u>事業再生ADR</u> <u>手続（特定認証紛争解決手続（産活法第2条第26項）をいう。）に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を全</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、（注3）の場合を含め、（注1）及び（注2）の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>（新規）</p>	<p>て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、（注3）の場合を含め、（注1）及び（注2）の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p><u>（注5）「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現行	改正後
<p>Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること <p>（注2）「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮し</p>	<p>Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。<u>また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること <p>（注2）「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮し</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現行	改正後
<p>た合理的な期間の延長を排除しない。) 後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(新規)</p>	<p>た合理的な期間の延長を排除しない。) 後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、<u>事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産活法第2条第26項)をいう。)</u>に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p><u>(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I-3-4 その他の監督指針等との関係 (新設)</p> <p>Ⅲ-4-10-4-3 リスク管理債権額の開示【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p>	<p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p><u>I-3-4-3 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」との関係【共通】</u></p> <p><u>「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という。）に基づく監督を行うに際しては、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」の規定を参照することとする。</u></p> <p>Ⅲ-4-10-4-3 リスク管理債権額の開示【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件をすべて満たす計画であることをいう。</p> <p>(a) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</p> <p>(b) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</p> <p>(c) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</p> <p>（注2）「抜本的な」とは、おおむね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を</p>	<p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。<u>また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件をすべて満たす計画であることをいう。</p> <p>(a) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</p> <p>(b) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</p> <p>(c) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</p> <p>（注2）「抜本的な」とは、おおむね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(新設)</p>	<p>参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、<u>事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産活法第2条第26項）をいう。）</u>に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）再生計画については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p><u>(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、系統金融機関と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み等）が存在することを確認で</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>VI-2 業務報告書等の提出【信連】 (新設)</p>	<p><u>き、かつ、債務者に当該経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</u></p> <p>VI-2 業務報告書等の提出【信連】 <u>VI-2-5 中小企業金融円滑化法第8条第1項の規定に基づく対応措置等に関する報告【信連】</u></p> <p><u>農政局及び財務局において、中小企業金融円滑化法第8条第1項の規定に基づく対応措置等に関する報告を受理した場合には、速やかに、当該報告の写しを農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室に送付するものとする。</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p>I-3-4-1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ-4-8-4-2 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保さ</p>	<p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p>I-3-4-1 (略)</p> <p><u>I-3-4-2 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」との関係</u></p> <p><u>「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)に基づく監督を行うに際しては、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」の規定を参照することとする。</u></p> <p>Ⅲ-4-8-4-2 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保さ</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>れていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件をすべて満たす計画であることをいう。</p> <p>（a）計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</p> <p>（b）計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</p> <p>（c）計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</p> <p>（注2）「抜本的な」とは、おおむね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）</p>	<p>れていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。<u>また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件をすべて満たす計画であることをいう。</p> <p>（a）計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</p> <p>（b）計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</p> <p>（c）計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</p> <p>（注2）「抜本的な」とは、おおむね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p>	<p>後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、<u>事業再生ADR手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）</u>に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）再生計画については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理 (新設)</p>	<p><u>(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、組合と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み等)が存在することを確認でき、かつ、債務者に当該経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</u></p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p><u>Ⅲ－１－６ 中小企業金融円滑化法第8条第1項の規定に基づく対応措置等に関する報告</u></p> <p><u>水産庁長官は組合(行政庁が内閣総理大臣及び農林水産大臣である場合に限る。)から(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して)報告を受けるものとする。金融庁監督局長においては、所轄財務事務所長、財務局長(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)を経由して報告を受けるものとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-16 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>Ⅲ-2-16-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸付条件緩和債権</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p>	<p>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-16 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>Ⅲ-2-16-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸付条件緩和債権</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、<u>債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長1年間は貸</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>(ア) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</p> <p>(イ) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</p> <p>(ウ) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。</p> <p>(注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画及び企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とであると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施に</p>	<p><u>付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>(注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>(ア) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</p> <p>(イ) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</p> <p>(ウ) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。</p> <p>(注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、<u>事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産活法第2条第26項）をいう。）に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とであると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施に</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>より経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(新規)</p>	<p>より経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p><u>(注5) 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</u></p>